

仕様書

1. 業務名称

令和7年度 都島区課外授業「みやこ塾」

2. 目的

都島区内の中学生及び小学5・6年生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外授業を実施する。

3. 基本条件・事業の実施方針

- (1) 都島区の特性をふまえ、中学生は国語・英語・数学の3教科、小学5・6年生は国語・算数の2教科を必須、他教科については提案内容により決定することとし、各学年、各生徒の習熟度に合わせた教材、授業により、学校との連携を図りながら学習習慣の形成に資する実施内容とする。
- (2) 受講料を中学生は月額10,000円、小学5・6年生は月額5,000円の範囲内とし、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（習い事・塾代助成カード）でも受講可能とする。
- (3) 本市が実施場所等は無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講生に還元することとし、受講料の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施することとする。

4. 業務内容

事業の実施方針を踏まえて、つぎの(1)～(3)に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

(1) 企画

- ア. 基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成をめざした課外授業を企画すること。
- イ. 課外授業の内容は、文部科学省「中学校学習指導要領」及び「小学校学習指導要領」を指針としつつ、各生徒・児童の習熟度に柔軟に対応するものとする。
- ウ. 実施時間帯は、放課後等の課業時間以外の時間帯を活用し、中学生は本市が指定する曜日の午後6時30分～9時30分までの間（準備・片付けを含む）、小学5・6年生は本市が指定する曜日の午後4時00分～午後6時30分までの間（準備・片付けを含む）で、中学生・小学生が通いやすい時間帯で設定すること。
- エ. 受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とするが、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環境、ICT機器については本市からは提供しない。
- オ. 基礎学力向上のため、中学生は3教科（国語・数学・英語）、小学5・6年生は2教科（国語・算数）を必須とした実施教科の教材、資料等を作成する

こと。なお、使用する教材に関しては、自社商品に限るものではない。

- カ. 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大時には必要な処置を講ずるほか、都島区防災マップ、避難所等の防災情報をふまえ、気象警報の発令、災害、事故等の発生、不審者の侵入といった危機事象など、また生徒の遅刻・欠席や、業務運営上支障をきたすような、突発的に発生するトラブル等、対処を要する事項を事前に想定し、組織的な管理体制を整備すること。

(2) 課外授業の実施・運營業務（受講者の募集・選定、教材・資料等の作成業務を含む）

- ア. 上記（1）企画提案業務内容に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施すること。

- イ. 課外授業の実施にあたり、中学生は週2日、小学生は週1日通うことが可能な形とすること。

- ウ. 中学生の受講者数及び実施曜日は(ア)～(オ)のとおり、対象者をそれぞれ当該校の生徒とし、小学生の受講者数及び実施曜日は(カ)のとおり、対象者を都島区内在住の小学5・6年生とする。また、各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。

(ア) 8(1)の会場：最大30名、実施曜日：月曜日・水曜日

(イ) 8(2)の会場：最大30名、実施曜日：月曜日・水曜日

(ウ) 8(3)の会場：最大30名、実施曜日：火曜日・木曜日

(エ) 8(4)の会場：最大30名、実施曜日：火曜日・木曜日

(オ) 8(5)の会場：最大30名、実施曜日：水曜日・金曜日

(カ) 8(6)の会場：最大30名、実施曜日：木曜日

- エ. 会場の使用について、前号までの条件の範囲内で使用を計画すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、上記定員を見直したうえで実施することがある。

なお、(ア)～(オ)会場の使用スケジュールについては、学校行事等で会場が使用不可となる場合があるため、必ず使用月の前月の15日までにスケジュールを学校長等に報告し、必要に応じ調整すること。

また、学校長の判断により、受講生の自転車使用及び私服着用について禁止となる場合があること、自転車使用が認められる際は使用状況を把握する必要があることに留意すること。

小学5・6年生の申込受付の際は、校区外からの通塾の可能性があることを踏まえ、児童の安全確保が保護者の責任であることを明示すること。

(3) 検証業務

受講生へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。なお、実施時期、内容等については事前に本市担当者と協議すること。

5. 目標

課外授業に参加した生徒が、参加前よりも学校の授業が分かるようになったと感じることを目標とし、アンケートにより調査する。

6. 事業実施期間

協定締結日から令和8年3月31日まで

7. 課外授業開講期間

令和7年4月上旬から令和8年3月31日まで

8. 事業実施場所

- (1) 大阪市立高倉中学校 多目的室（大阪市都島区御幸町1丁目1番10号）
- (2) 大阪市立桜宮中学校 学習室（大阪市都島区東野田町5丁目16番10号）
- (3) 大阪市立都島中学校 多目的室（大阪市都島区中野町3丁目9番33号）
- (4) 大阪市立淀川中学校 図書館（大阪市都島区毛馬町3丁目5番12号）
- (5) 大阪市立友渕中学校 学年室（大阪市都島区友渕町1丁目5番151号）
- (6) 淀川地域老人憩の家（大阪市都島区毛馬町2丁目11番44号）

なお、(1)～(5)については使用時間に応じた光熱費を負担すること。

9. 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。
- (2) 本事業について、アンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、効果検証を行うこと。
- (3) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、適宜調整を行うこと。ただし、災害が発生した場合は、本仕様書10に従う。
- (4) 毎月の実施内容について、翌月10日までに実施報告書を提出すること。
- (5) 本事業終了後は、すみやかに実施内容及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出すること。

10. 災害時等における対応について

気象警報の発令、災害、事故等の発生により当初に設定した日程で開講できない場合、受講生への連絡等の対応は事業者が行うこと。また、その際、本市担当者にも報告を行い、以後の対応について調整すること。

11. 委託の禁止について

別紙「委託に関する特記事項」のとおり。

12. その他

この仕様書及び募集要項に定めのない事項については、その都度、大阪市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

13. 事業担当

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）

担当：栗田・黒岩

電話：06-6882-9944

ファックス：06-6352-4584

電子メール：miyakojima-kyoiku@city.osaka.lg.jp

委託に関する特記事項

1 本業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、事業者はこれを委託することはできない。

(1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

3 事業者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

4 事業者は、第3項の規定により委託した業務の一部を委託先事業者又は委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「委託先等」という）から本市及び委託先等以外の第三者に委託（以下「再委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により本市の確認を受けなければならない。

5 事業者は、業務を委託及び再委託等（以下「委託等」という。）に付する場合、書面により委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。